

令和4年度第5回 静岡県環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和4年12月22日(木) 午前9時30分から
場 所	静岡県庁別館8階第1会議室A・B
出席者 職・氏名	<p>○委員(敬称略、五十音順)9名 秋山信彦、岡田令子、小泉透※、立蔵洋介※、中村雅子、坂東英代、東恵子、森下祐一(副会長)、吉崎真司(会長) ※Web参加</p> <p>○事業者等 浜松洋上風力発電合同会社(INFLUX OFFSHORE WIND POWER HD(株)) 株式会社KANSOテクノス</p> <p>○事務局(県側出席者) 静岡県くらし・環境部 環境局長、参事、生活環境課長他</p>
会議内容	「(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」の答申の調整
配布資料	<p>令和4年度第5回静岡県環境影響評価審査会 次第 出席者名簿(審査会委員・事業者等・事務局) 配席図</p> <p>【資料1】環境影響評価手続の流れ</p> <p>【資料2】(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書(概要資料)</p> <p>【資料3】—1 委員からの意見に対する見解 —2 前回審査会における委員からの意見に対する見解 (参考資料1～4:事業者補足説明資料)</p> <p>【資料4】庁内連絡会議委員の意見に対する見解</p> <p>【資料5】浜松市長からの意見に対する見解</p> <p>【資料6】磐田市長からの意見に対する見解</p> <p>【資料7】袋井市長からの意見に対する見解</p> <p>【資料8】湖西市市長からの意見に対する見解</p> <p>【資料9】答申案調製表</p> <p>【資料10】(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に関する答申案</p> <p><関連図書等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書・要約書 ・環境影響評価法・施行令、発電所アセス省令 ・静岡県環境影響評価条例・施行規則・技術指針

1 開会

(事務局) それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第5回環境影響評価審査会を開催いたします。

本日の会議の成立要件を確認させていただきます。お手元の資料、次第2ページ目、委員のメンバー表を見ていただきますと、本日10名の委員の皆様のお出席の予定でしたが、岸本委員につきましては急遽、御欠席ということになっておりますので、本日は9名の委員の皆様のお出席をいただいております。静岡県環境影響評価条例施行令に定められました委員の過半数の出席との本審査会の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは次第の2に移ります。本日は(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について2回目の御審議をいただきます。

前回11月24日に開催しました1回目の審査会において、委員の皆様から御意見に対する事業者見解について説明を受け、御審議をいただきました。今回は前回の審査会で出ました委員の皆様の見解に対する事業者の見解、また関係市長の意見に対する事業者の見解の説明を受けた後、質疑応答を行っていただきます。休憩を挟みまして、答申の調整も行っていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて、審議における留意事項を御説明させていただきます。

本日は一部の委員がWebでの出席となっておりますので、円滑な審議のために、発言の前にお名前を言っていただければ大変助かりますので、よろしくお願いいたします。また、本日はマイクを使って、御発言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは議事の進行につきましては、会長にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

2 審議

(会長) 皆様、おはようございます。それでは今日は、洋上風力の第5回目の審議ということで、本日、審議する事業につきましては、前回11月24日の審査会で委員の皆様から多くの御意見をいただきましたので、これらの資料に基づきまして、事業者の方から見解を御説明をいただくということにさせていただきます。

続きまして、関係市からの意見につきましても、同様に事業者の方から御意見、見解を御説明いただきたいというふうに考えております。

事業者の御発言、およそ30分ぐらい予定をしておりますので、その範囲内で簡潔に御説明をいただければと思っております。

それではよろしくお願いいたします。

(事業者) それでは御説明させていただきます。

まず、一番最初に参考資料1の資料を用いまして、再エネ海域利用法について説明させていただきます。前回、説明できなかったことでもありますので、補足の意味も含めまして再エネ海域利用法について、まず最初に簡単に説明させていただきます。

参考資料を1枚めくっていただきまして、再エネ海域利用法の流れについて説明させていただきます。

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」ということで、以下「再エネ海域利用法」と言わせていただきますが、これにつきましては海外で、コスト低下が進み、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制を両立する観点から重要な洋上風力発電が、まず一つ目として、海域の専用に関する統一的なルールがないというところと、次に、先行利用者との調整の枠組みが存在しないという課題により、導入が進んでいなかったことを受け、これらの課題の解決に向け成立した法律でございます。

再エネ海域利用法に基づく具体的な手続の流れは、2022年9月30日現在で、今お示しのところに示しております一定の準備段階に進んでいる区域が11カ所、有望な区域が5カ所、一番上の促進区域が8カ所でございます、そのうち4カ所については既に事業者の選定済みという状況になっています。

また1枚めくっていただきまして、流れの方でございますが、促進区域とは自然的条件が適当であること、漁業や海運業等の先行利用に支障を及ぼさないこと、系統接続が適切に確保されること、などの要件に適合した一般海域の区域のことで、洋上風力発電事業の実施のために指定され、その区域内では最大30年間の占用許可を事業者は得ることができると、いうことになっています。

促進区域の選定に当たりましては、有望な区域に選定された際、経産省、国土交通省、都道府県等で構成される協議会で議論されることになる、というところでございます。

また、協議会における協議事項におきましては、3つございまして、1つが促進区域の指定、変更についての、利害関係者との調整でございます。2つ目が事業者の公募にあたっての留意点について議論されると、3つ目が発電事業にかかわる工事等に当たっての必要な協議、情報共有等とされております。また促進区域が選定された後、国が公募を行いまして、相応しいと思われる事業者を1社、選定されるということになります。

今、説明した流れを示したものがこの図でございます。

続きまして、次の環境影響評価の流れでございますが、こちらにつきましてはもう何度か説明されておりますので、省略させていただきます、大体この

評価書まで4年程度の期間が必要になるということで、かなり長い時間をかけてアセスメントが行われるということになります。

最後ですが、重ね重ねになりますが、今回の浜松市沖洋上風力発電事業の計画段階環境配慮書は、まだ一定の準備段階に進んでいる区域にすら指定されていない状況でございます。配慮書を実施した目的は、事業者として、このエリアにおいて、事業性が確保されるかどうかにつきまして検証を行う上でのツールとして実施した次第でございます。よって、すぐに方法書を実施するといったようなものではございません。最初の補足説明としては、以上になります。

続きまして、委員の先生の回答、事業者回答でございます。

様式3-2を御覧ください。このうち前回の御意見で十分回答ができなかったところをお答えいたします。

まず1番目の有望な区域での利害関係を含めた協議では何を決定したかという御意見ですが、これはいま御説明いたしました、この場所での風力を進めるにあたっての様々な懸案事項を協議会で議論し決定していきますと、ということでございます。

その次の2番ですけれども、環境影響評価の手續と協議会の関係ということで、特に関係性という決まったものがあるというわけではございませんけれども、今後も協議会の動向を踏まえて対応していきたいと考えております。

それから次の3つ目ですが、アカウミガメ等の生態系についても同様ということで、中田島砂丘は、市民にとって特別で、大切な存在であるということで、十分、御意見を承りまして、今後は精度を上げて対応していきたいと考えております。

4番目につきましても、御意見を賜りましたので、今後の検討の際には配慮してまいりたいと思っております。

5番目ですけれども、海底ケーブルの形状等ですが、参考資料2というものが出ております。これはあくまでも参考なんですけれども、海底ケーブルの形状を記載しております。送電容量が2GWの場合ですと、直径ケーブルは157～185ミリケーブルということで、この検討会では書かれております。もちろん被覆の対応等によって厚さが変わりますが、概ね、こんな感じであろうと想定しております。

続きまして、変更のあったところがございますが14番です。

南海トラフ等で地滑りなどが起こる可能性があるということで、資料を御教示をいただきまして、その資料について調べてみました。

参考資料3に出ておりますが、アナグリフ画像による日本周辺の海底地滑りのハンドブックと分布特性の検討という論文から引用しております。事業実施想定区域は、過去に発生したと考えられる海底地滑りの記載範囲とはなってお

りませんでした。赤枠で示しております。

それで関連する文献としましては、次のページに記載しております。参考資料4、あまり時間がなかったですが、ざっとこのような論文を集約して、今後、詳細な海底地形や地質調査を実施して検討してまいりたいと考えております。

審査会での当日の御意見の追加の部分は以上です。

続きまして、関係市長の意見についての事業者見解につきまして、掻い摘んではなりますが、説明させていただきます。

まず資料5が浜松市長からの御意見というところでございます。

それ以外、資料6～8につきましては磐田市と袋井市、湖西市の意見です。

全般や騒音等を含めまして、廃棄物まで約10項目ぐらいの意見をいただいております。

まず、全般的な御意見といたしましては、資料5の例えば2番目でございますが、今後の事業計画の検討にあたっては、風力発電設備や、環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めることと、いったような御意見をいただいております。事業者としましては、今後の事業計画の検討にあたっては、風力発電設備や環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めます、ということで見解を示しています。このような形で、全般的な事項につきましては浜松市で9、磐田市で5、袋井市で4、湖西市で4ということで、22の意見をいただいておりますので、それぞれ事業者の見解を示しているところでございます。

次に騒音及び超低周波音についての意見でございます。資料5のところで、説明させていただきますと、10項目目で事業実施想定区域の周辺に住宅が存在しているため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、騒音及び超低周波音、風車の影による影響を回避、低減するよう配慮すること、という意見をいただいております。

見解といたしましては、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、騒音及び超低周波音、風車の影による影響の回避、低減するよう配慮していくということでございます。

このような騒音等に関する御意見につきましては、磐田市で影を含めて2件、湖西市で1件いただいております。

続きまして、地形・地質に関する御意見でございます。地形・地質に関する御意見につきましては、磐田市で1件ありまして、資料6の9番目になります。南海トラフ巨大地震の地震動、津波、液状化の影響及び台風による暴風が発生した場合の設備及び陸地への影響を、調査、予測、必要な対策を講じることといった意見でございます。

こちらにつきましては、関係機関と連携を図りながら検討してまいりますと

ということで見解を述べさせていただいております。あと湖西市から1件いただいております。

続きまして、動物、陸域の動物につきまして浜松市から意見がございまして、例えば項目でいいますと11番目でございますが、遠州灘海域や天竜川、浜名湖ではコアジサシが飛来し、天竜川の中州や遠州灘海岸での営巣が確認されていると。工事の実施や風力発電設備の存在、及び稼働が、コアジサシの飛来や繁殖に影響を及ぼす懸念があることから、専門家の指導を受けた上で調査、予測及び評価を行い、影響を回避、低減するよう配慮することといった意見をいただいております。

コアジサシの影響につきましては、専門家の意見を踏まえ、配慮していきま、ということで、見解を述べさせていただいております。

陸域の動物につきましては、浜松市で3件、湖西市で1件の意見をいただいております。

続きまして、海域の動物や植物でございますが、こちらにつきましては湖西市からの意見がございまして、資料8になります、8番と9番です。

8番ですと、工事の実施や発電設備の存在及び稼働による騒音、振動、海水の濁り、海流の方向、流速、水温と照明の明かりが遠州灘海岸を産卵地とするアカウミガメの生息、上陸、産卵に影響を及ぼす懸念があると、ということで、方法書には、調査対象とする種を明示するとともに、生息状況を把握するための具体的な調査の手法、場所、時期、頻度を記載すること、といった意見をいただいております。アカウミガメにつきまして、方法書等で調査等の手法、場所、時期及び頻度を記載してお示しをするということになろうかと考えています。

また9番目の植物の海域でございますが、発電設備の存在による海況の変化等が、沿岸の海藻類の生育に影響を及ぼす懸念があるため、方法書には調査対象とする種を明示するとともに、生育状況を把握するための具体的な調査等の手法、場所、時期及び頻度を記載すること、といった意見をいただいております。海藻類への影響につきましても、方法書で具体的な調査等の手法、場所、時期及び頻度を記載するという、述べております。あとアカウミガメにつきましても他にも意見を何件かいただいているところでございます。

続きまして、生態系につきまして、また浜松市から、意見をいただいております、例えば浜松市の14番でございます。工事の実施及び風力発電設備の存在により、海流の方向、流速、水温、水の濁り等の海況の変化や、騒音、電磁波が生じ、動植物の生態系に影響を及ぼすことが懸念されることから、海中、浜名湖の生態系及び海況等について調査、予測、評価等を行い、影響を回避、低減するよう配慮すること、という意見をいただいております。海中や浜名湖の生態系及び海況等については十分な検討を行い配慮して参りますということで

見解を述べさせていただいております。あと、磐田市からも生態系について意見をいただいております。

次に景観です。景観につきましては、それぞれの市長様から意見をいただいております。浜松市を例として挙げさせていただきますと、例えば16番でございます。資料5の16番を紹介させていただきますと、日常における景観の変化が、地域住民にとっては重要と考えられることから、調査対象地点として主要な眺望点のほかに、生活の場からの眺望点を加え、景観の変化に関する調査、予測及び評価を行うこと、という意見でございます。生活の場からの眺望点についても、調査、予測及び評価を行うということで、見解を述べさせていただいております。

あと、人と自然との活動の触れ合いの場につきましても、その次の17番に、述べさせていただいておりますが、あと浜松市と湖西市から意見をいただいております。これについては、サーフィン等マリンスポーツの聖地として先進イベント等が開かれているということで懸念されているという意見でございます。マリンスポーツ等の、人と自然との触れ合いの場の活動については、調査、予測及び評価を行い、影響を回避、低減するよう配慮していくというふうに考えています。

最後ですが、廃棄物といたしましても、各市長から意見が出ておまして、浜松市の意見を紹介させていただきますと18番目でございます。事業終了後に風力発電設備を撤去する場合、大量の廃棄物の発生が想定され、この廃棄物が環境に影響を及ぼすことが懸念される。また稼働期間中には風力を発電設備の腐食や摩耗等の劣化やそれを防ぐための整備が想定されることから廃棄物の処分方法等や設備の劣化を事前に検討し、廃棄物等が影響を及ぼす環境要素について、調査、予測及び評価を行い、影響を回避、低減するよう配慮することといったような意見です。

廃棄物の処分方法等の整備劣化に関しては、事前に検討し、廃棄物等について調査、予測及び評価を行い、影響を回避、低減するよう配慮してまいります、ということで見解を述べさせていただいております。説明は以上になります。

(会長) はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の事業者の御説明に対しまして、委員の方から何か御質問や御意見等があればお願いしたいと思うんですが、まずは質問、確認からお願いいたします。

(副会長) 海底ケーブルについてなんですけれども、これはいくつかのところから意見が出ていますけれども、その見解がですね、今後、協議会で、検討さ

れるということになっていてですね、そのままでは、なにも検討できないなということで、前回の審査会でですね、私が質問したのは資料3-2の5番ですけども、先ほど触れられましたけれども、海底ケーブルの形状や仕様を示すことはできません、ということで、参考資料2に、これは多分一般論としてでしょうけども、示されたんですね。

これを見ますとですね、電力は高圧直流で運ばれるということがわかったんですけども、そうするとですね、これも実際の配置等はまだ、全く何も決まっていなと思うんですけども、構成としてですね、発電機から送電する構成として、数もまだ決まっていなと思いますけども、風車全部を連携して一本の海底ケーブルで陸に揚げてくるということだと思うんですけども、そうすると、どこかで交流を直流にする海上プラットホームであるものが必要だと思うんですけども、それはどのような連携、つまり、まとめてから直流にするとかですね、そのあたり、教えていただきたいなと思います。

(事業者) 今の御質問なんですけれども、まだ、前回も申し上げましたように、まだどういう風車の形式に、機種にするかというのが決まっていな段階でございまして、基本は1本にして、陸に揚げたいという方向で今検討はしているところとございまして、今、質問されました交流を直流にするとかいう話はですね、まだちょっと現段階では検討している段階でございまして、ちょっと今、お答えできるような資料を持ち合わせておりません。というのが答えになります。

(副会長) わかりました。ただ、この海底ケーブルは直流で、というのは、それは一般的なんですね。

(事業者) それにつきましても、我々、電気関係の担当者が今、検討しているところですので、それについてもまだお答えはできません。

(会長) ほかにいらっしゃいますか。私の方からいくつかよろしいですか。今の話なんですけれども、事業者はほかの場所で同じような御経験というか、実績というか、業績というか、御経験というのはあるんでしょうか。同時に今、ほかの場所でも同じように進んでいるとか。

(事業者) 先ほど、再エネ海域利用法の中で、候補として挙がっていた箇所が数箇所ありますが、その有望な区域であれば、日本海の南ですね、あと山形県の遊佐、千葉県のいすみ、それと一定の準備段階に進んでいる区域であれば

北海道の石狩市沖ですね。それと佐賀県の唐津市沖、あと響灘です。

(会長) そういったところの今、準備段階というのは、どれくらいの熟度なんでしょうか。今、我々が、扱おうとしている浜松の洋上からすると、進んでいるところもあるんですか。

(事業者) 進んでいるところも当然、ございます。

(会長) この浜松の洋上風力については熟度が低いのでお答えできないかもしれませんが、もしほかの場所で同じような御経験があるのであれば、ういうことを含めて、今のケーブルについても、何かお話ししていただけるのかなと思っただけです。

(事業者) それにつきましては、まだ詳細を検討している段階でございますので、今ここでこんな感じですよというお話は。

(会長) 言える段階ではないということですか。

(事業者) 出来かねます、ということでございます。

(会長) はい、わかりました。先ほど示していただいたこの参考資料1について、前回もお話ししたと思うんですが、どうしても、僕の中で理解できないところがあるので、戻ってしまって申し訳ないんですが、この参考資料のアセスの流れ、再エネ海域利用法における洋上風力建設までの流れというところを見させていただくと、本来でしたら、事業者が決まったあとに、配慮書の作成があり、方法書の作成があるというのが、本来の手続ではないかと、この図からは読み取れますよね。この点線のところが本来の場所だと、配慮書の手続に入る。しかし、実際にこの審査会に提示されている配慮書というのは、この公募準備参加という段階で今、配慮書が提出されているということになりますよね。そういう理解でよろしいんですか。

(事業者) これ、絵の書き方の問題もございまして、事業者として、例えば公募で選定された後に、だいたい工事期間3年ぐらいを目途にしてやりたいという事業者が多いと思うんですよ。そうしますと、先ほど流れを簡単に説明しましたが、評価書まで行こうとすると、やっぱり4年ぐらいかかるので、この絵の描き方の問題もございましたけれども、配慮書はなるべく早めにやりたいと

いうところでやっております。

(会長) 事業者の気持はすごくよく理解できるんですよ。ただ我々サイドから、理解しようとする、表現が悪いかもしれないんですが、まだ事業者になるかどうかはわからない、ある意味、民間で行くと、営業段階で、将来この仕事を受注したいから、営業段階として、配慮書を出してきた。そこに対して我々が行政の審査会として審査をして、何か意見を言うということが、僕が勉強不足かもしれないんですが、よく理解できなくて、その辺、むしろ教えていただきたいんですよ。ほかの場所というのもみんな同じように、このタイミングで配慮書を出すということが、つまり許容されているんでしょうか。例えば経産省とか環境省とか。

(事業者) 全く、許容はされてないですよ。それは事業者の判断です。

(会長) 事業者の判断で。

(事業者) はい、みなさん、進められています。なので多い所であれば、山形県の遊佐なんかそうですけども、30社ぐらい手を挙げています。どういうふうにしたかという、もう方法書まで、実は終わっているんですが、住民の方々にすごい迷惑をかけてしまうので、30社も全部、説明会なんかやってしまうと。20社ぐらいでコンソーシアムを組みまして、弊社もその中に入っていますけど、それで1回で終わらせるようなやり方をとっています。本来は、間もなく、環境省で指導してやってくださると思うんですが、セントラル方式で環境アセスはやるということにはなっているんですよ。ただし、それがまだ全然動いてくださらないので。

(会長) じゃあ、今はそういう段階なので、事業者の、ある意味、自由裁量で、配慮書を出してもかまわないというか。

行政としては受け取って、こういう手続に処するという事になっているという理解でよろしいですか。

(事業者) 法アセスでございませぬので。

(会長) 分かりません。我々はそういう理解でよろしいのでしょうか。正直言って、熟度が、ここまで進んでない事業に対して、我々が委員として専門的視点から何を発言したらいいのかというのが正直よくわからないというのが正直

ところなんですね。その辺をもう一回、事務局の方から整理していただけるとありがたい、正直言うと、そういう感じなんですけども。

(事務局) では事務局からお答えさせていただきます。配慮書の手続につきまして先ほど、事業者からもありましたように、事業者が、県、自治体の方に意見を求めるという手続になっております。事業者の判断で、その手続が始められるということになるかと思えます。

(会長) なるほど。

(事務局) こちらとしては、配慮書を受けましたら、求められた意見は、述べていかなければならないということで 手続はさせていただくことになると思えます。そして、どの事業の段階で行うかというのも、判断は。

(会長) あくまでも現在、提示している熟度の段階で、言えることを言うというか。

(事務局) そうです。委員の皆様からいただいた意見につきましては、こういう環境のところで、こういう場所で、本来、もう少しおっしゃられるように、どういう事業かということがもう少し具体的になった方が、色々な御意見をいただけるかと思えますけども、今、事業者が示したこういうところでこのような事業をやる、それにあたって、考えられる環境に配慮すべき事項は、こういうものがあるんだと、こういうことをちゃんと考えてやっていただきたいという御意見をですね、配慮書で示されたもので御意見をいただくことになってしましますが、それで御意見をいただければと考えております。

(会長) なるほど、分かりました。もう一つ、いいですか。今回の対象地の現場にはもう行かれているんですか。何回も。

(事業者) はい、現場は行っていきますし、あと、委員の皆さんを、2日に分けて現地を御案内させていただいております。

(会長) それで、現場に行く前と現場に行った後、遠州灘の現在、抱えている課題は一番、何だというふうにお感じになりましたか。この海洋に洋上風力発電施設を遠州灘沿岸に設置すると仮定した場合、事業を実施するにあたり、今、遠州灘沿岸が抱えている最大の課題は何だというふうにお感じになっていらっ

しゃいますか。

(事業者) うまく答えられないかもしれませんが、まず1つはやっぱり砂浜がずっとつながっている白砂青松ですか、そういうような、風光明媚なところであるということと、それとあと、動植物等の数も結構多そうだなということ、あと魚類関係ですね、魚についても、かなり漁が盛んなところでございますから、そういったものですとか、自然環境の課題があるなということは重々感じております。

(会長) 分かりました。他の先生から具体的に指摘があると思いますけども、僕の感想は、防潮堤の話も全く配慮書には出ていないし、例えばケーブルを揚げるにしても防潮堤が非常に大きな問題になるはずですし、中田島砂丘のようなところで、防潮堤を作るのに何年か前から浜松市の方で委員会を作って、動物、植物についても議論をしているんですね。そういうことについての配慮書、そういうことについての中身というのが、ほとんどこの配慮書の中に反映されていなくて、事業をやるのに対して、遠州灘が抱えている課題というのをちゃんととらえてこの配慮書を作られたのかなと思うと、沿岸域の海底地形とか、それから海流の流れとかにしてもほとんど、資料も収集されておらなくて、実際はあると思っているんですけども、そういうことについて、今の段階で配慮すべき、現場における配慮すべき事項というのが、すごく不足しているというふうに思うんですよ。

その辺をよくよく理解していただきたいと思います。そうしないと、事業者はあんまり知らないけども、我々から情報を提供しているというか、本末転倒になってしまうんですよ。本来だったら事業者がしっかり整理、資料を収集して、現地の状況を把握した上で、現段階では、こんなところに配慮すべき、というのが提案されて、それに対して我々が専門的な知見からいろんな意見を言わせていただくというのが、本来だと思うんです。現在は全く逆で、事業者はほとんど把握されていませんよね。でも我々としては、逆の位置づけになっているような気がするので、その辺を事業者の方で、もう一回、しっかり整理していただきたいというのが僕の思いです。

(委員) 今、会長がおっしゃられたとおり、私も同様な気持を持っています。環境影響評価、今日いただいた参考資料1のプロセスが、展開される中で、まず一番、都道府県からの情報収集、そして有望な区域等ということで、私も、要するに静岡県から推薦をいただいて、というんでしょうか、全国的にそうだと思うんです。この地域としての洋上風力をどう進めるかということをお県が

色々鑑みて区域を選定していて、そして促進区域への協議会も含めて、促進区域へ上申するというような流れだと私は思っています。

そういった中で今、今回の配慮書、もちろん、静岡県对环境に対する影響とか、事業者主体の取り組みということで、この審議会が開催されたとは思いますが、私は、これは事業者の、洋上風力の可能性調査なんではないかと、ここで実施できるかできないか、もちろん風力は強い、しかしながら今、会長がおっしゃられたとおり、かなり様々な、南海トラフだったりとか、三大砂丘の名所だったりとか、おっしゃられたように風光明媚なところでございます。そういったことでは、日本海側とは若干違う。そういう地理的特性がある中で、やはりこれは事業者が主体になって、多分、会議を開いて、可能性調査って言うんでしょうか、それをすべきなのではないか。そして県が洋上風力の可能性があるので、国に情報を出して、この環境影響評価に正式に載ってくるのかなど、ずっと私は思っておりましたので、ちょっとその辺、立ち位置とはかなり、もちろん今、洋上風力の歴史というのは日本では浅いですがけれども、様々な私も各地で遭遇します。静岡県内でも、個別事業者の対応に迫られますけれども、しかしながら、この会議を開くというまでには、意味合いが違うのかなと思っておまして、僭越ながら、意見を申し上げさせていただきました。

ちょっと早いというか、場が違うというんでしょうか。恐れ入ります。よろしく願いいたします。

(事業者) 御意見、ありがとうございました。

(会長) ほかに委員の皆さんから御意見があれば、はい、お願いします。

(委員) 質問です。公告縦覧され、集まった意見について教えていただけないでしょうか。

(事業者) すみません。中身については整理中なんですけども、件数としてはですね、4件です。

(委員) どんな、住民の方からの意見ですか。

(事業者) 野鳥の会から意見をいただいています。書面で、私の方に届きました。

(会長) はい、ほかにございますか。配慮書を見させていただいて、地形・地

質なんですけれども、配慮書では遠州灘海岸の砂浜とか中田島砂丘とか、掛塚橋自然堤防とか、重要な地形・地質が抽出されていると思うんですけれども、それが環境要素を抽出するときに、対象になっていないというのはどういうことなんでしょうか。普通は希少種とか、重要な種とか、重要な配慮すべきものが見つかった場合には、通常は、この標準項目と言いますか、アセスをやるための対象項目に入ってくるのが普通だと思うんですが、なぜかそういうところがないのは何か理由がありますか。

配慮書の概要書の36ページの計画段階配慮事項の選定というところに、その他の環境、地形及び地質というところには○が付いていないので、今回、配慮する項目として選定されていないのですが、これはなにか理由がございませうか。

(事業者) はい、御指摘につきましては、今の審査会の流れからすると当然入っているべきではないかという認識はできているんですが、配慮書の作成に関しまして、ある程度、直接改変をイメージしまして、海域に重要な地形が、直接改変として想定されないということで、そういう意味で配慮項目としていなかったということでございます。

先ほどから、海底ケーブルとか、揚げる場所の問題とか、そういったものが抜けていると言ったような御指摘をいただいておりますので、本来、配慮書段階でそういったものも考慮すべきところではあったのかもしれませんが、一応、事業者側と言いますか、今までの流れという申し訳ないんですけれども、今後、配慮書を出す前にですね、やっぱり事業者がちゃんと調べて、そういったところも配慮した形で図書を作るべきではないかという御意見がありましたけれども、配慮書のひとつの位置づけとしまして、計画の初期の段階ですので、今後、30年間、事業が進む中で、本当に重要な問題というのをまずピックアップして、それに対して図書を作っております。

それで、もちろん直接改変、いわれます海底ケーブルとかも、分かれば当然入れるべきなんですけれども、まだ計画の熟度が達していないというところで、こういう場で、審議いただいた意見を受けて、今度、実際に方法書を出します。

方法書の時には具体的な将来の保全対策を踏まえて、調査計画ですね、どの場所で大体どのあたりで、海底ケーブルを揚げる可能性が出てくるのでこういう調査・予測をして保全対策につなげていくという次のステップで、今回、この配慮書場でいただいた意見を踏まえてしっかり調べて調査計画を立てていく、という流れというふうにとらえております。

(会長) 今の段階の計画の熟度がすごく低いということはわかりましたし、十分、中身についてお答えできないというのは理解をいたしました。

ただ、その考え方とか、姿勢については、熟度がどうあろうが、同じだと思
うんですよ。その事業が及ぼす環境影響に対する基本的な考え方というのは、
熟度が高まろうが熟度が低かろうが、あまり変わらないというふうに感じます。

それはなぜかと言うと、例えばですね、配慮書の 349 ページのですね、予測
結果、動物(海域)というところがありますよね、真ん中よりちょっと下のとこ
ろに、「生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。しかしながら、改
変される範囲は風力発電機の設置の基礎周辺に限られること。風力発電機は間
隔をもって設置されることから改変による生息環境の影響が及ぶ範囲は、海域
の一部と考えられる」と書いてあるんですよ。ということは、つまり改変する
面積のことしか考慮されてないんですよ。面積が小さいからあまり影響がない
という基本的なスタンスなんですね。

だけど我々が、洋上風力を考えると、単にそこに建っている場所だけが、問
題なのではなくて、その建つことによって周りにどういう影響を及ぼすかとか、
海洋にそういうものがたくさん建つことによって陸域の生態系にどう影響を及
ぼすかとか、そういうことを我々は最初に考えるんですよ。ですので、地形や
砂浜が重要な地形・地質に選ばれているのに、今回の配慮事項の項目として選
定されていないという理由が「直接改変じゃないから」とさっき言われたのが、
つまりそういうことを全く想定していない結果なんですよ。だけど普通に考え
れば、洋上にこれだけのものが建って、いろんなものが影響が及ぶ、海底ケー
ブルが陸域のどこかに揚がってくる、そうすると当然、砂浜に影響が及ぶ、と
いうふうに考えるのが普通じゃないかと思うんです。だから今、熟度が低いか
ら考えられなかったのではなくて、そういうことを常に意識していただきたい
というふうに思います。ぜひ、そんな視点で、次は方法書をもし出される場合
は、方法書の中でいろんな調査方法とか、調査内容を御検討いただくとするん
ですけれども、まずそういう視点で項目を選定していただいて、調査方法とか、
調査内容をぜひ、御検討いただきたいというのが私の意見です。よろしくお願
いいたします。

(事業者) わかりました。どうもありがとうございます。

(委員) 今の会長と全く同じことを、実は一番最初の資料 3-1 の 7 ページの
44 番ですね。一番最初の段階で、「いろんな影響、予測の結果で、すべての項
目に重大な影響は限られた範囲であると考えられる、その根拠を示してくださ
い」ということを言ったんですが、それに対する最初の回答が、想定される面
積が非常に小さいことから、影響がないんだという考え方ですので、全く根本
的に今、会長が言われたような、考え方をされているのかなと。ですから、も

うちちょっと広い区域で、全体で影響がどういうふうに出るのかという観点でお考えになっていただかないと思います。

(事業者) どうもありがとうございます。

(会長) はい、ほかに意見ございますか。どうぞ。

(委員) 私も、他の先生の御意見にすごく賛同でして、この配慮書と他の先生の回答を読んだ時に、同じような感想を、先生の質問に対する回答について同じような感想を抱いたんですけれども、この要約書の37ページの選定しないものの中に、生態系も入っているんですけど、皆さんが捉えられている生態系というのがどういうものなのかというところが、すごい疑問に思いまして、陸域の生態系については、という選定理由が書かれているんですけども、海洋の、海域の生態系についてはどうお考えなのかなというところを、少しお聞きしたいかなと思っております。

それで、他の先生のお話とかを聴いたところで、そこに海洋の生態系という考え方も少し考えていただきながら今後どういった環境保全についての姿勢で、これに方法書などを作成していくのかというところを少し考えていただけたら嬉しいなと思います。

(事業者) ありがとうございます。今、海域の生態系については、ここに書いている理由で外しているんですけども、今、先生方が言われましたように、やっぱり姿勢も含めてですね、できる限りの検討をしていくべきかなというふうに考えておりますので、そこはまた改めて検討していきたいと考えております。

(会長) ぜひ、よろしく願います。この計画段階配慮事項の選定というこの項目の一覧表があるじゃないですか。それで、ここで重要なことは「その他」というものです。おそらく環境アセスの基準、標準項目には「その他」というのがいろんなどころに入っているんですよ。それは何かというと、事業者が、事業の特性とか、地域の特性を把握した上で、それぞれ例えば「動物」とか「植物」とかに入らないけれども、地域の特性とか、事業特性に応じて、こういうことをやらなければいけない、例えばここでいくと風車の影というのがその他の環境のところに入っていますけれども、こういうのがいろいろあるはずなんですよね。風車の影だけではなくて。最初に言いましたように、遠州灘の場合は、防潮堤の問題、津波から発して、防潮堤と環境の問題というのがあっ

て、そういうのは遠州灘に特異的なというか特徴的な課題を抱えていて、そういうものが今回の事業とどう絡んでくるかということなので、そういうものを把握された場合は、標準項目に収まらない場合には「その他」というのを別途作っていただいて、地域特性や、事業特性に応じて、新たにこういう課題について、影響、予測評価をやるということでも全然構わないというふうに思いますので、その辺を柔軟に考えていただいて、ほんとうに地域の課題を解決できるような、アセスにしていいただければというふうに思います。

はい、他にございますか。はい。

(委員) 今回の事業実施想定区域というのが、海だけに限られているんですが、実際に発電所を作るのであれば先ほどから出ているようにケーブルだったりとか、陸上の変電所などの設備が、絶対に必要になってくると思うんですが、今後、この事業実施想定区域というのが、陸上も含めて拡大されるということになるのでしょうか。

(事業者) 洋上風力の場合、まだどういうふうに進んでいくかまだはっきりしていないところがございます。今回、我々がやっているのは発電施設の場所だけのアセスをやっています。それはなぜかと言うと、あくまで発電所という考え方でございまして、海底ケーブルですとか、あと陸上に揚げるところの変電所、並びに自営線とあって、道路の下とかに線を引いて、またさらに近くの送電施設まで持って行くんですけれども、そこに揚げるためには、開閉所というものをつくらなくてははいけません。そういった施設は送電施設という扱いになるものですから、電気事業法上の話になるんですけど、今度、陸の部分はどういうアセスをやっていくかというのが、これからまたいろいろ議論になるかと思えます。

(会長) そうですね。要するに、発電施設は、アセスの対象、送電施設はアセスの対象ではないという、御理解なんですね。わかりました。そうすると、現段階では洋上にそういうものを立てて海底ケーブルで陸域に揚げて変電所までが今回の事業の範囲でアセスの対象。そこから先の、送電までは、送電施設、送電ケーブルとかは、今回のアセスの対象とは違うと言うことですか。そういう理解でいいですか。

(事業者) 基本的にはこの絵の描いたところで、多少ちょっと割り切りが入っていますけれども、陸域に揚げた変電所は今はいれない形で考えております。これはですね、経産省とかにも一応、どこまでを施設として捉えるんですかとい

う相談は何回もしているんですが、なかなかその辺の明確な答えが出されないというところで、ちょっと困っているところがございます。

(会長) それはたとえば方法書の段階では、決まってきますか。

(事業者) 方法書になりますと、どの位置にというのがだんだん決まてまいりますので、そういった話も含めて、またどうするかということを経営や環境省も含めてですね、相談しながら進めてまいりたいと思っています。

(会長) はい、わかりました。ほかに御意見、どうぞ。

(委員) すみません、前回出てなくて、ちょっとわからないことがあって教えていただきたいんですけど、この、例えば発電施設を設置する想定範囲というのがすごく広くて海底ケーブルの敷設可能範囲というのは結構、狭い範囲だと思うんですけど、海底ケーブルを引いて各風力発電機まで、海底ケーブルでつないでいくものではないのですか。この風力発電機設置想定範囲を海底ケーブルというのは、這っているという想像なのか、また違う設備があるものなのか、教えてください。

(事業者) 当然、風力発電機設置想定範囲の中にも海底ケーブルはあります。1本ずつ引っ張ってきて束ねますので、その斜線の中のどこかにそのケーブルを束ねたものを通して、陸域に揚げるんですよという意味で斜線を引いているだけです。

(委員) では、この斜線の部分のどこかを使うのですか。

(事業者) 全部、使う訳でも何でもありません。

(委員) 太いケーブルが1本入るのですか。

(事業者) はい、位置さえ決まれば、先ほど見ていただきましたけど、大きき的にも、20cm弱くらいのケーブルが1本、通るだけなので、そんな広い幅ではございませんし、そういう線を2本引けばいいんですけども、まだそれをどこにするかというところを決めかねていますので今回の段階では斜線にさせていただいたというところがございます。

(委員) そんな短いものですが、設置するとしたら幅の狭いものかもしれないですけど、それを引くとしたらいろんな設備を海上に持って行って設置することになるわけですか。

(事業者) いや、基本は、海の中は、漁業者が網を設置したりだとか、ケーブルを外に出すと邪魔になりますので、これは海底地盤の調査をちゃんとやらなければいけませんけれども、砂地盤とかで掘りやすいところは掘って埋めます。ケーブル自体を。それで、固い地盤の場合は掘れませんから、そういう場合はケーブルのさらに縫合管の中にケーブルを通して、重しがないと浮いちゃいますので、捨て石みたいな重しを置いて施工するという考え方で行こうと、今は考えています。

(委員) そういった施工の仕方を考えていく上でも今後、地形の調査とかをしていくということですか。

(事業者) そうです。詳細な三次元的な地形をとったりですとか、主要な箇所ボーリング調査をやったりですとか、そういうことをこれからやってまいります。

(委員) わかりました。ありがとうございます。

(会長) そういう事業計画は環境アセスの書類に載ってくるものですか。この風力発電機設置想定範囲の中のどこかに風車が建って、ネットワークで結ぶわけですね。

(事業者) 今回はまだ初期段階でありまして、まだ検討中の項目が多すぎるので、書いていませんが、次の方法書の段階になれば、要約書の例えばこの事業計画

(会長) この風力発電機設置想定範囲の中のどこに立って、それがどういうふうにネットワークで結ばれて。

(事業者) というようなもので、出せるものについては出していくつもりでございます。当然そこできちっと切りませんと、今度は準備書の前に、調査をやりますが、調査ができませんから。そういうことになるかと思えます。

(会長) はい、ほかにございますか。せっかくですので、次の方法書に向けてぜひ、こういうのを入れておいてほしいという、こういうことに配慮してこういうことを方法書にちゃんと盛り込んでほしいというような御意見もいただいております。いいかと。

(事業者) 一点だけ、いいですか。今回はちょっと先走って、一定の準備が進んでいる段階でもないのに、我々、事業者として、事業計画を立てたいということで、皆様方にいろいろ御意見をいただきましたが、県が、一定の準備が進んだ区域に指定してくださいと国に挙げた時に、場所が変わってしまうとまた全部やり直しなんですね。配慮書の基準としては、幅が300mずれた場合、あとは事業規模が今626MWぐらいでやっていますけど、10パーセント以上、発電能力を増やす場合は、最初から全部やり直しになりますので、やり直しを前提で、今回は、やらせていただいている、というところがございます。

(会長) はい、わかりました。

(委員) 調査の細かいやり方で、今、お願いすることではないかもしれませんが、会長がいろいろ言ってくださいと言っていたので申し上げたいと思いますが、鳥類の調査で雨が激しい時とか、霧のときなど悪天候では海鳥が内陸に実際に保護されることが多いんです。なので、バードストライクのリスクがそういう天気の時にはすごく高まると思いますので、調査のいろんな場面、気象状況についても、想定した調査を加えていただきたいと思います。これは鳥類に限らないと思うんですけど、気象というのはアセスの対象になっていないかもしれませんが、ぜひその辺の視点も入れて調査を進めていただければと思います。よろしくお願いします。

(事業者) ありがとうございます。その辺につきましては、別途に何か所か、風況ポールとか立てますし、あとは海の方に向けて、機械式のレーダーみたいなものが出る機械とかも設置していきますので、気象につきましては、また別途、きちっと調査してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(会長) さっきの流れの中にありましたね。アセスとは別に、詳細な風況とか、地形、地質調査を、事前にされるんですね。

(事業者) そうです。

(会長) 特にこの地域、風、非常に特異と言いますか、日本海から伊勢湾に吹き付けた来たやつがそのままに東寄りの風というか、西風に一気に変わる非常に特異的な場所でもありますので、そういうのをぜひ、把握していただければ。

(事業者) それで、鳥だけではなくて、風況ポールを建てる時は、コウモリですね、バッドストライクも当然考えられますので、そういった機械等も設置して、方向の関係もあるので、60m以下しか建てられないんですけど、ちょうど高さ50mの所と10mの所に2か所くらい、機械を設置して、計測をやっていますので、そういったこと、実は先ほど申し上げた他のところでも、やっているところがあります。

(会長) ほかにございますか。そうですね。オンラインで御参加いただいている他の委員、御意見何か質問も含めて御発言ありますか。

(委員) すみません。今のところ特にはないです。

(会長) はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。手が挙がっていませんね。

(委員) はい、ありがとうございます。実は、この配慮書を見る時に、環境省の2017年に出た検討会の報告書を読みました。その中には、環境配慮書の290ページの、配慮事項の選定のところが、環境省の報告書に示された配慮事項の選定の表とちょっと違うなあというのを不思議に思いました。どこが違うかという、水環境の水質、底質、と290ページでは示しているんですが、環境省のものはその下にもう一つ、「その他」というのがあって、水中音と、それから流向、というような項目が入っています。この290ページで、「その他」を省いたのは何か理由があるんでしょうか。何か見解がありましたら、教えていただけますか。

(事業者) 御意見ありがとうございます。特に意図はなくてですね、今の経産省等の参考項目を参考にさせていただいたということでございますので、今後、注意していきたいと思えます。

(委員) はい、ありがとうございます。実は、その他の洋上風力発電の環境配慮書も見たんですが、そこには「その他」の項目が入っていて、検討としては、方法書以降となっているんですが、その理由が熟度が低いからということで

はなくて、最新の知見を得ながら方法書以降で検討しますとなっていて、今回の配慮書と明らかに理由が違います。そのあたりをよく、今後、方法書に向けて検討するときには、お考えいただきたいと思います。以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(事業者) はい、ありがとうございます。

(会長) 私の記憶では、この環境影響評価法の標準項目の中に「その他」が入っているというのが、この環境影響評価要綱から環境影響評価法に変わる時の一番カギになる言葉だったんですよ。議論が。この「その他」というのが、あくまでも標準項目には沿わないけれども、事業特性とか地域特性に応じて必要な場合は、その他のところで扱う。これがある意味、環境影響評価法の精神、基本的な精神のところなので、ぜひ、この「その他」というところをですね、うまく、むしろうまく使っていただいて、きめ細かなとか、抜けのないアクセスをぜひ、お願いしたいと思います。

(事業者) わかりました。どうもありがとうございました。

(会長) 他は、よろしいですか

(副会長) この配慮書がですね、熟度が低いとか、ちょっと早いんじゃないかというような、会長ほかそういった意見が出ていて、またそれはここではなくて事業者側の協議会でやればいいことではないかという御意見も出たかと思うんですが、今ここで審査会をやっているわけですから、前向きな意見もやはり出さなければいけないということで、前回、南海トラフについて、海上保安庁の研究報告をこちらからお教えしたという形になるわけですね。

それでこの南海トラフ問題は、他の関係市からも出ておまして、もっと翻ればですね、日本の太平洋側で事業を行う時、洋上風力を行う場合には、必ずこのプレートの沈み込み問題というのは考えなければいけない普遍的な問題なんです。ですから、今回、それについて少し文献を調べられたようですけども、今後ですね、この洋上風力が実現していくに当たりですね、必ずどの事業者も検討しなければいけない問題になると私は思っていて、ぜひ、それを前向きにとらえて、十分な検討を進めていってもらいたいと、いうふうに考えています。

(事業者) はい、ありがとうございます。

(会長) それでは、他に御意見がないようでしたら、説明に対する質問等についてはここまでとさせていただきます。配慮すべき事項というのが、おそらく熟度に応じて、もしくは現場での資料収集が進めば進むほど、配慮すべき事項とか内容が、増えてくると思いますので、そういったものをしっかり把握していただいた上で、方法書に活かしていただければありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑応答については、ここまでといたします。事務局の方へお返ししたいと思います。よろしく願いします。

(事務局) ありがとうございます。それでは質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様にはここで御退席いただきます。ありがとうございました。

ここで10分ほど休憩をとらせていただきます。11時に再開させていただきます。引き続き御審議をお願いいたします。

<休憩>

3 答申の調製

(事務局) それでは審議を再開させていただきます。次第の3、答申の調製について、審議を始めさせていただきたいと思います。それでは会長、引き続き進行をよろしく願いいたします。

(会長) それでは、次第3「答申の調製」について審議を始めたいと思います。事務局から皆さんのお手元に、昨日か一昨日ぐらいですかね、答申案が配布されているかと思いますが、今、お手元にあるかと思いますが、前の方のスクリーンに書いておきましたので、事務局の方からまず説明と答申案について、よろしく願いしたいと思います。

(事務局) では、担当から答申案の作成について、御説明させていただきます。資料9、答申案調製表を御覧ください。A3の横に長い資料になります。

(会長) ちょっといいですか、資料9が基本になって、資料10の答申案ができています。お願いします。

(事務局) 今、会長にもお話しいただいたとおり、前回、審査会での質疑応答を含む計画段階配慮書に対する委員の皆様からの意見、浜松市長、磐田市長、袋井市長、湖西市長からの意見、庁内関係課からの意見のうち、記載事項の確認等を除いた主な意見を環境要素の区分ごとに整理し、取りまとめ、答申案を作成しました。

次に資料10の答申案を御覧ください。

冒頭1ページ目の「はじめに」は、関係市長の意見、委員の意見を踏まえ、作成しております。全般的事項は2ページから3ページまで7項目、個別事項は3ページから6ページまでの8項目からなります。順番に御説明いたします。

(事務局) 1ページ目の「はじめに」について、一番最初の「本事業は」という1行目から中段まで、事業実施想定区域及びその周辺における中田島砂丘や海域等の地域特性を述べています。下から15行目の「このような地域で」という段落からになるんですが、こちらには、本事業の実施に当たって、地域住民等の理解が得られるよう、事業内容を丁寧に説明した上で、地域特性や地域住民等の意見を踏まえ、自然環境や生活環境に及ぼす影響について、回避、低減を図ることが、重要である旨を述べています。

次に下から10行目の「本配慮書は」という段落からになるのですが、こちらには、環境影響制度の趣旨を踏まえた環境の保全のために配慮すべき事項を網羅していないため、本答申を踏まえ、配慮すべき事項を選定し、方法書を作成することを求めています。「はじめに」は以上になります。

次に、2ページ目の「I 全般的事項」の御説明をいたします。

「1 地域特性や事業特性を十分に踏まえた環境影響評価の項目の選定」という段落を御覧ください。こちらでは本配慮書が計画段階配慮事項の選定が十分であるとは言えないため、地域特性や事業特性を十分考慮した上で、環境影響評価の項目を選定することを述べています。

次に中段の「2 最新の知見等を取り入れた環境影響評価の実施」を御覧ください。こちらでは、国内には、大規模な洋上風力発電事業の実施事例が少ないことから、最新の知見や専門家の助言を取り入れて、調査、予測及び評価を実施することを述べております。

次に「3 工事の実施にかかる環境要素の選定」を御覧ください。こちらでは工事計画の熟度が低いことを理由として、工事の実施に伴う影響を予測、評価の対象にしていないことから、方法書の作成に当たっては、工事の実施に伴う環境への評価を環境要素に含めることを述べております。

次に3ページ目をお開きください。「4 環境に配慮した計画の再検討・見直し」こちらでは環境影響を回避または十分に低減できない場合は、発電設備

の設置数の削減や事業実施想定区域の規模の縮小を含む事業計画の見直しを行うことを述べております。

次に「5 陸域の事業計画にかかる環境要素の選定」を御覧ください。こちらでは陸域施設に係る環境要素を想定していないため、適切な環境要素を選定し、調査、予測及び評価を実施することを述べております

「6 地域住民等への丁寧な説明」を御覧ください。こちらでは地域住民等に対して、丁寧に説明して意見を聴取し、具体的な事業計画に反映することを述べております

最後に「7 その他」を御覧ください。こちらでは、審議内容の反映状況を相互に確認するため、計画段階配慮事項を再選定し、選定理由と合わせて、報告することを述べております。全般的事項は以上となります。

次に個別事項について御説明させていただきます。

3 ページ目の一番最下段の「II 個別事項」「1 騒音、振動及び風車の影」を御覧ください。こちらには本事業の実施による騒音、振動及び風車の影が人の健康及び生活環境に及ぼす影響について述べております。また複数の風車による騒音の干渉であったり、既存の陸上風力発電所との累積的な影響について留意することを述べております。

次に4 ページ目を御覧ください。「2 水環境(水質、底質及び水中音)」について。こちらでは風車の基礎構造の工事による海底の改変に伴う濁水の発生、底質の汚染及び水中音が海生生物に及ぼす影響について述べております。水環境への影響を、現在、環境要素に含めておりませんので、環境要素に選定するということも述べております。

次に「3 地形及び地質」を御覧ください。巨大地震の発生時に、海底地滑り等が発生することが懸念されるため、海底の地形と地質、土地の安定性について、述べております。また風向きや海況の変化等が砂丘や湖沼等に及ぼす影響についてもこちらに述べております。

4 ページ目の中段以降、「4 動物、植物を御覧ください。まず(1)鳥類への影響としまして、コアジサシ等の多くの鳥類が事業実施想定区域及び周辺には生息するためバードストライクの発生などの鳥類に及ぼす影響について述べております。

次に(2)アカウミガメの影響しまして4 ページ目から5 ページ目にわたりまして、騒音、振動、海水の濁り及び海流の方向等の海況の変化や照明などによりアカウミガメの上陸や産卵に及ぼす影響について述べております。

5 ページ目の(3)藻場への影響を御覧ください。天竜川河口付近の沿岸の海藻藻場や浜名湖のアマモへの影響について述べております。

次に「5 生態系」を御覧ください。(1)海域の重要な動植物への影響とし

まして、想定区域とその周辺の海域には、アカウミガメをはじめとする重要な動植物が生息、生育しているため、海域の重要な動植物への影響について述べております。

(2)海域の生態系への影響としまして、遠州灘は海生生物の重要な生育の場となっている可能性があるため、海域の生態系に影響を及ぼす海況の変化等について調査、予測及び評価を実施するというふうに述べております。

5 ページ目の一番最後になりますが、(3)陸域の生態系への影響について、こちらは自然度が高い砂丘植生の生態系に陸域の改変が及ぼす影響について述べております。

6 ページ目を御覧ください。「6 景観」について、こちらでは、発電設備の存在が主要な眺望点からの景観に及ぼす影響について述べております。

次に「7 人と自然の触れ合いの活動の場」を御覧ください。こちらは本事業の実施がマリンスポーツ等の人と自然の触れ合いの活動の場に及ぼす影響について述べております。

最後に「8 廃棄物」を御覧ください。本事業の実施及び終了にともない、発生する廃棄物を環境要素に選定することというふうに述べております。

以上で答申案の説明を、概略ではございますが、終了させていただきたいと思っております。

(会長) はい、ありがとうございます。それでは、事務局からの説明と答申案について、御意見や修正意見等ありましたら、よろしくお願いたします。

(委員) 確認なんですけど、これで、答申を出して、配慮書のステップはもう終わり、次は方法書からということになるというのに、先ほどから会長ほか御意見を伺っていて、私もそう思うんですけど、どうしても違和感があるんですけど、それはそういうものということに進めるということなんですか。

(事務局) 決められた手続としましては、配慮書を再度、審査するような定めはございませんので、次のステップとしてはやはり方法書ということになるかと思っております。そういうこともございまして、委員の皆様から御意見が多数ございました。ですので、今回の答申案では、全般の「7 その他」として、どのような配慮書の項目を選んだのか、再選定をしたのか、それを報告してくださいという、そういうことを事業者に向けている、こういった配慮事項がされているのか確認できるような答申にさせていただければというふうに考えてはおります。

(会長) 正式な手続上は、次は方法書になるんですけども、今回いろんな御指摘をいただいて、それを方法書の前に、示していただけるような段階が一段階入れば、ありがたいかなと思います。

それはどこかに今、表現されているんですけどか。

(事務局) 全般事項の7番目、3ページになりますけども、「7 その他」のところで、審議内容がどのように反映されているか、計画段階配慮事項を再選定して報告をしてくださいと、そういうことにさせていただいています。

(会長) そういう文章になっているので、御懸念の部分を、報告を受けるということにしたいと思っております。

はい、他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) 今の御意見はまさにそうなんですけども、そういったことを前提にすると、この配慮書で、もう少し具体的に、こういうことは少なくともやりなさいという、例えば、生態系のところなんかで海況の変化について調査、予測及び評価というふうに、海況の変化となっているんですけど、おそらく事業者は、海況の変化についての調査ってどこまでやればいいのかというのが見えないんじゃないかと。ある程度、少なくとも、こういうことなどと、など海況の変化みたいなの。

(会長) 具体的に言うと、どの辺になりますか。

(委員) 例えば5ページの「5 生態系」のところなんかだと、海流、潮流、海底地形、水温、塩分などの物理的変化のみならず、栄養塩やクロロフィル等の化学的・生物学的変化についても、調査するというようなニュアンスですね。そうすると、少なくとも、ただ海況といういろんな捉え方があるので、波があるないだけでも海況ですから、少なくともそういう部分は入れてくださいねと。

(会長) この、(2)海域の生態系への影響というところですね。

(委員) そうですね。

(会長) その途中に、「海流の方向、流速、水温等の海況が変化し、」となっていますが、ここをさらにもう少し具体的にしますか。

(委員) そうですね、この最後のところで、「海況の変化について調査」というだけではなくて、もう少し具体的に、これはここだけに限ったことではなくて、各専門の委員が、多分いろんな所を、個別事項のところでお気づきになったものをもう少し具体的に入れておいた方が、事業者にとっては「ああ、これはやらなきゃいけない」というのがわかるんじゃないかと思います。そういう観点で、修正するのであれば、少しここで議論してもいいのかなと。これで十分だということであればそれはそれでいいと思うんですけど。

(会長) 皆さん、いかがですか。もう少し具体的に記述した方がいいとするのか、まあ、およそこれでいいかなという感じにするのか。

(委員) すみません、もう1点ね、なんとなく、文言で気になったんですけど、各所に、調査、予測及び評価ってなっていますね。これってなんか、順序的というと、予測があって、調査があって、評価がある、この書き方はこれでいいんですか。調査、予測及び評価という表現の、ちょっとなんか気になって。

(会長) 通常、方法書で行くと、まず現地調査みたいなのがあって、それに基づいた予測、評価になるので、多分その流れです。

(委員) じゃあ、いいんですね。

(会長) 例えば予測をした結果、その予測が妥当かどうかという検証のための調査というのはもちろん必要性はあると思います。だが、通常は、調査というと、現況把握のための調査となります。

(委員) 次はあれですよ、方法書になると。

(会長) そうです。そうです。

(委員) その方法書を作るにあたって、どういうことが起こるかということ予測して、それで、方法書に基づいた調査を行ってと思ったもので、それで、予測、調査なのかなと思ったんですが、今のお話だと、分かりました。これは、別にこだわりはないので、そのままに。

(会長) おっしゃったのは多分、一番最初に、地域概況の把握とか地域の自然

的状況の把握とかとって、貴重な動植物の抽出とか、そういうがあるので、そのための現地調査がまずあってという位置づけで、予測というのは当初は地域の自然的状況とか配慮すべき項目の状況を把握した上で、現地調査をやってそのあと予測に入るという多分、順番としてはそういうことではないでしょうか。

(委員) はい、わかりました。

(会長) 皆さん、いかがですか。もう少し具体的に表現したほうがいいんじゃないかと。指示事項として。各それぞれの御専門のところ。御検討いただいて。

さっきの南海トラフとか、その辺はどうしたらいいですか。「はじめに」とか今、全く触れてないですよ。この触れかたで大丈夫ですか。それともこの最後の5行のところ、南海トラフとか防潮堤とかに、津波に対する懸念は提示できているということよろしいですか。

あと県立自然公園は、今回の範囲には浜名湖県立自然公園は入るけど御前崎遠州灘県立自然公園は入らないんですね。事業実施想定区域でいくと、ちょうど抜けているというか。

(事務局) そうです。

(会長) あと、さっき出た4ページの上の「2 水環境」というところですけど、何かそういう文言を挟みますか。今はそういうのを挟まずに、水中音とか、そういうがあるので先行事例や文献を参考に。

はい、手が挙がっている。御意見をいただけるとありがたいです。

(委員) はい、ありがとうございます。前回から水中音のところにこだわっているんですが、事務局にも昨日メールを送りました。水中音に触れていただいてありがたかったんですが、事業者が提出した配慮書の方には水中音の項目自体が全く含まれてません。環境省の報告書では設けられているので、事業者に、この項目を設けるように修正を求めるか、あとは水中音に関しては、これくらいの記載にして、方法書以降できちんと項目を設けて対応することとするか、事務局がどういうふうにお考えかと思っているところです。

(会長) はい、ありがとうございます。いかがでしょう。これ、本当は、具体的に書いた方がいいよね。環境省の報告書にもとづいて、「水環境の項目につ

いて再検討した上で、方法書に活かすこと」とか、どうでしょうか、そんな表現は。

（委員） 私、環境省の2017年の報告書がもう既に様式として標準になっているという理解のもとに、水中音の項目が入ってないのはおかしいでしょう、と指摘したんですが、例えば実施することの、後に例えば注釈のような形で、環境省の検討会報告書に示す項目であることがわかるように書いていただいて結構だと思います。あと、事務局の方で環境省の報告書についてはもう入手されていますよね。

（事務局） はい、入手しております。

（委員） そうすると、ページ数とかも昨日メールでお示したように、23ページに一覧表があったと思いますので、そのことについて注釈として触れていただければそれでいいかなという気もいたします。いかがでしょうか。

（会長） はい、注釈がいいのかなお書きとして、「なお、検討に当たっては環境省の報告書を参照すること」とか、そのような表現がいいかと思うのですが。

（委員） そうですね。なお書きで、書いていただいた方が、強い言い方になりますので、そちらの方が適しているかと思います。よろしく申し上げます。

（会長） では、「なお、検討に当たっては、環境省の2017年の報告書に従って検討すること」とか、「検討に当たっては、参照すること」ですかね。はい、どうぞ。

（委員） 水環境のところに書いた方がいいのかわからないんですが、「4 動物、植物」のアカウミガメへの影響で、4ページの最後に、海流の方向、流速、水温等の海況の変化と書いてありますが、こういった項目は「2 水環境」のところにに入れて強調する必要はないのでしょうか。生物にはどうしても何か建造物を海の中に入れれば、そういった環境は変わってくるので、そのことが、流向や流速が変わると、生物の分布等、確かに影響してきます。

（会長） そうですね。元になり、根拠となるデータをどこで示していただくかということですね。

(委員) 全く同じことを感じていまして、先ほど言った「海域の生態系への影響」というところで、いわゆる水環境とそれから海底地形ですね、これはもう本当に生態系と非常に密接なので、この「2 水環境（水質、底質及び水中音）」、「3 地形及び地質」という部分と、この、「5 生態系」というのがもうくっついているんですよ。それで具体的なことを示すというところで、今の、水中音響も同じだと思うんですけども、少なくともこういうことを調査しないと生態系のことはわかんないよと、どっちで入れればいいのかというの僕も悩んだところです。さっきの水中音響とか、特にスナメリとかね、ウミガメとかそういうのは影響があると思うんですね。そういうデータは当然、とってもらわないといけないんですけど、それを書く項目が「2 水環境」になるのか、「5 生態系」になるのか、微妙だなと思っています。

(委員) 単純に水環境というと、その水の水域のことを検討するかどうか、生物とはかけ離れて考えるか、生物側から見て重要だから調べなさいとするか。

(委員) 先ほどの指摘だと、事業者との話の中で、環境省の報告書に、水環境の「その他」として、流向・流速などが入っているよ、という御指摘だったので、もしかしたらこの「2 水環境」の方でもいいかと思います。

(会長) 多分、ここの「2 水環境」とか「3 地形及び地質」というのは、ある意味、物理的な環境がどう変化するか、例えば水質だったらpHとかECとか、そういうのがどう変化するかというところが、この「2 水環境」で扱う項目の範疇で、それが、どう生物に影響を及ぼすのかというところが、この生態系への影響となってくるので、ベースとしての水環境の変化というところについて具体的に、将来、生態系への影響も検討しなければいけないので、この「2 水環境」のところで、こういう項目についてはしっかり変化を把握してくださいねという意味で、載せるというのが一番良いのではないのでしょうか。そうすると、どうしますかね。今、環境省の報告書には、具体的に「その他」に入っているのが水中音と。

(事務局) 具体的に水環境の「その他」に入っているのが、流向・流速、それと水中音です。

(会長) 今の話でいくと、流向・流速以外も入れた方が良いでしょうね。先ほどの水温等の海況など。

(委員) そうですね。これは要するに物理的な内容なんですけど、それだけじゃなくて、栄養塩の化学的な部分とかクロロフィルみたいな、生物学的な部分。

(会長) 海洋の水質については、そういう項目もぜひ、「水質」に入れて調査しておいてくださいということですか。

(委員) そうですね。そこに入れてもいいですね。ある程度、具体的に示さないと。それは実際の調査でもいいですし、今、衛星データからシミュレーションできるんで、そういうことでもいいと思うんですけどね。いずれにしても、何にも触れてないというのは、ちょっと問題かなというふうに思います。

(委員) 水環境への影響については、これこれこういう項目なども含めて、調査、予測及び評価を実施すること、とか。

(会長) 具体的に、今そこに書いてあるところを膨らませればと思ったんですが、海底の改変に伴う、ですから濁水の発生とか底質及び水質の変化とか、流向、流速、水中音等を含む海況の変化が、海生生物へ影響を及ぼすおそれがあることから、という感じで、いかがですかね。

(委員) そうですね。

(会長) ここでいう水環境、水質、底質、水中音って、全部、海況についてで、いいんですよ。陸域の話は全くないですものね。河川の話はね。ここで言う水環境はすべて海のことを言っているということなので、「風車の基礎構造の工事による海底の改変に伴う濁水の発生、水温、流向、流速、底質の汚染及び水中音など」が、「海生生物に影響を及ぼすおそれがあることから、」指示すること。これでどうですか。

(委員) これだと、物理的な変化だけなんですよ。

(会長) はい、さっきのプランクトンの餌になるクロロフィルとか窒素とか、そういうのはここに入れられる、栄養塩類。

(会長) ある程度書いておいて、などで、続けてた方が良くと思います。などをつけないと、事業者としては、「あっ、この項目をやっておけばいいんだ」となってしまうので、どうしても「など」を挟んだ方が良く思うんです。

(委員) 栄養塩までもいいかもしれません。

(会長) 栄養塩までもいいような気がしますよね。

(委員) 物理的要因、化学的要因、生物的要因、その言葉を物理、化学、生物学的要因を、と入れれば幅広くなります。

(会長) 細かくいうなら、「…等の生物、物理、化学的要素が」とか。ここに書いておけばもう万全です。

はい、ありがとうございます。ほかにございますか。ここはこうした方がいいと、はい、お願いします。

(委員) すみません、3点あります。「はじめに」のところの、浜名湖が県立自然公園に指定されているというところがあるんですが、鳥獣保護区について触れてないので。

(会長) 僕もそう思いました。全域が鳥獣保護区なんですね。

(委員) そうですね。海岸沿いではありますけれども、全域が鳥獣保護区であるということはぜひ、入れていただきたいと思います。

(委員) それから鳥類のところなんですけれども、「(1)鳥類への影響」の、下の段落で、バードストライク以下の餌場の喪失について、論文とかのカテゴリーを調べましたら、バードストライクの発生と生息地の放棄というのが、洋上、地上の利用場所への影響で、移動の障壁というのが空中にある利用場所への影響ということで、餌場の喪失というのは、生息地の放棄に含まれるというカテゴリーの論文の考え方があるようなので、餌場の喪失は消していただいてもいいと思います。生息地の放棄と障壁移動か障壁影響でもいいと思います。

(会長) 障壁影響、移動の障壁影響。

(委員) 「障壁影響」という言い方をするみたいです。

(会長) 「障壁影響」という言葉があるんですね。

(委員) はい。

(会長) 移動に及ぼす影響ということですね。

(委員) そうですね。空中を利用する場所の阻害を意味するのが障壁影響で、生息地の放棄というのが、陸上や海上の鳥類の生息場所に影響を及ぼすということですね。餌場も含め、繁殖場所も含め影響を及ぼすという考え方と、あとバードストライクの3つを書いておいていただくのが、海外の論文なんですけど、2つ、考え方としてはあるみたいなんですけど、これで整理するのがいいかなと。

(会長) バードストライクの発生や生息地の放棄、移動の障壁影響など。

(委員) はい、障壁影響。そうですね。鳥類へ影響を及ぼすおそれがあるのかということですね。

(委員) あともう1点が、答申案調整表の30番で、累積的影響。海岸沿いや陸上にいくつもの風力発電設備が立つことになっていまして、「それへの累積的影響評価が必要です」という意見を述べさせていただいたんですが、その「累積的影響への配慮」という言葉が入っていないので、鳥類についても入れていただきたいなと思います。調査としてはなかなか難しいかな、事業者、それぞれが企業秘密なんかがあったりして、お互いに情報を共有できないというようなことをすぐ審査会で言われてしまうのですが、本当はもっと環境省とか国がそういう部分で力を貸していただけるといいなとは思いますが、ぜひ、今後の在り方として、入れておいていただきたいと思います。鳥類の渡りについての累積的影響が懸念されるので、その「十分な累積的影響評価が必要である」というような言葉を入れていただきたいと思います。「鳥類の渡りについての累積的影響評価」と「十分な累積的影響評価が必要です」ということをお願いできますでしょうか。

(会長) これは、センシティブティマップの中で扱われていましたか。

(委員) 渡りについては入っているんですけども、遠州灘洋上風力発電施設計画とか、あと浜松市の北部の方の陸上風力とかが、両方とも鳥類の渡りのルート上にあるということで、ここに新たに作られると、さらに渡りルート上に新しい設備ができるという懸念があるので。センシティブティマップだけで

は、累積的評価という言葉は入っていないと思います。

(会長) その累積的影響というのは、洋上風力発電が立って、その後、何年にもわたってそこに存在することによって、渡りに及ぼす影響、そういう意味の累積的影響ということですか。それとも陸上にも風力発電があって、それとこの洋上風力とを合わせた累積的影響と、そういう意味ですか。後者だと、事業者にはそこまでは求められないかなど。他の事業との関係性、そこまでは責任もとれない、まだできているわけではないですね。そういうことであれば、今回の洋上風力に対して、これから何十年も存在することによって、それが、渡りにどう影響するかというのが累積的影響ですか。そうすると、「懸念されるため、十分な基礎データの収集も含めた累積的影響評価を配慮すること」と。

(事務局) Webで手が挙がっています。

(会長) はい、お願いします。

(委員) はい、ありがとうございます。今、動物の項目に入りましたので提案をさせていただきます。「5 生態系」にスナメリの記述がありますが、この部分を、そっくり「4 動物、植物」の方に、移動して、新たに項目を設けて、そちらに記述をお願いしたいと思います。入れる順番は、事務局にお任せしますので、項目は別にして、「海生哺乳類への影響」という項目を設けていただいて、生態系のスナメリの記述の部分をそのままそちらに移して、「このため、最新の知見や」という記述をそのまま、加えていただいて、結構だと思います。やはり海生哺乳類、特にスナメリに関しては、非常に注目度が、洋上発電施設に関しては注目度が高く、どこも項目立てしておりますので、そのように御検討いただければと思います。以上です。

(会長) すみません、もう一度、まず、項目としては、どこへ入れますか。

(委員) 生態系に書かれているスナメリの記述をそっくりそのまま動物・植物の方に移して、新しい項目を設けていただいて。

(会長) 今、(1)鳥類への影響、(2)アカウミガメへの影響、(3)藻場への影響となっていますけども、じゃあ(4)を新たに作ってということですか。

(委員) はい、そうです。そして「海生哺乳類への影響」を追加してください。

(会長) (4)を新たに作って、その項目が「海生哺乳類への影響」というふうにして、その文章の中身は、この生態系の、最初の海域の重要な動植物への影響という文章をそっくりそのまま移すと、そういう意味ですか。

(委員) はい、そうですね。ここはもう、生態系の方の記述は削除していただいて結構だと思います。動植物の方に移していただけますでしょうか。

(会長) なるほど。はい。

(委員) 事務局にも探してもらって、おそらくもう、回遊しているのは明らかなんですが、情報源が、釣り人のブログです。ただ画像が入っていて、ヒレがないので明らかにスナメリだと思います。

(会長) なるほど。

(委員) だからちょっと、科学的知見ではないので、このくらいの記述になるかなと思います。

(会長) そうすると、「5 生態系」のところは、(1)は全部、削除して。

(委員) 全部ではなくて、スナメリに関する記述はもう削除していただいて。

(会長) では、「しかしながら」から「可能性がある」までを削除して。

(委員) そうです。ですから、アカウミガメ等の記述は残していただいて構いません。

(会長) では「また」から。

(委員) そうです。「また」から「可能性があるまで」は削除していただいて結構です。

(会長) では、「5 生態系」、「(1)海域の重要な動植物への影響」として、「事業者は」から「選定していない」、「しかしながら、想定区域とその周辺の海域にはアカウミガメをはじめとする重要な動植物が生育している。」「このた

め、」の残りの3行は入れればよいということですね。

(委員) そうですね。

(会長) はい。

(委員) よろしく申し上げます。

(会長) よろしいですか。大丈夫かな。はい、ほかにございますか。

(委員) 今のところなんですけど。アカウミガメをはじめとした重要な動植物が生息、生育していると。アカウミガメは多分あそこに産卵しに来るだけで、ずっといないですね。今のスナメリもそうだと思うんですけど、「想定区域とその周辺の海域には、アカウミガメやスナメリなどが回遊してくる」とか、そうしたほうがいいのかもかもしれません。

(委員) はい、私も、そちらの方がより正しい表現だと思います。

(会長) これ、海域の重要な動物としたら良いのでは。植物、取っちゃって。藻場とかの問題はもう上で書いているので。

(委員) ベントスとかは、あんまり調べられていない、ベントスの情報ってあんまりないですよ。

(委員) それが、だから、生態系の中で、言っておかないと。

(委員) そうかなと思って。

(会長) そうするとどういう表現になるんですか。

(委員) 実際に、物理的に改変を行うところ、海域の海底に住む生物たちへの影響というのはちゃんと把握しないと、生態系の中で、その生物たちがどういう位置付けなのかというのが全く明らかになっていない中で、例えば知らないうちに減少している、今あるバランスが崩れて他の大型の生物に影響を与えるかもしれないということが考え得るので、今、どういう状況か分かっていない海底にベントスたちなんかについての知見も本当は必要なのではないかなとは

思うんですね。

(会長) これ、「5 生態系」の(1)が、「海域の重要な動植物への影響」となっているんですね。だからややこしくて、実は重要な動植物の影響はもう既に、その前の、4のところ、実はアカウミガメについても、スナメリについても、藻場も出ているので、本来ここは一個一個の動植物の種というよりは、生態系への影響ということなので。

(委員) 生態系の一員として。

(委員) それ、入れるんだったら(2)の方がいいんじゃないですか。

(会長) だからむしろこの(1)を取っちゃって、でも(2)の海域の生態系への影響ということだけにして、そこに、今言ったようなプランクトンとかベントスの問題とか、含めたものを入れた方がすっきりはするかなと。

(委員) そうですね。

(会長) はい、どうぞ。

(委員) はい、ありがとうございます。今の決着には同意いたします。ベントスはものすごく重要な問題だと思っていて、今回の配慮書の中でも全然、触れられていないのはよくないなと感じていました。ただ、ベントス自体が、調査が困難という状況もあるようです。しかし、この答申案の中ではベントスはあえて出して、考慮するようにと、注意を喚起させることは、重要かなというふうに思います。

(会長) はい、そうするとじゃあ(1)をとって、この(2)の文章だけを今、具体的に検討いただけるとありがたい。

(委員) はい、同意いたします。

(会長) 「遠州灘は、浜名湖や天竜川河口域と連続し、沖合に海底溪谷があることから、栄養塩を豊富に含む河川水と深層水が供給され、海生生物の重要な生息・生育場となっている可能性がある。本事業の実施により海流の方向、流速、水温等の海況が変化し、海域の生態系に影響を及ぼすおそれがあるため、

海域周辺の海流や潮汐流、海底溪谷等の地形との関連を踏まえ、海域の生態系に影響を及ぼす海況の変化について調査、予測、評価を実施すること」となっている、ここに、ベントスの部分をどう入れ込むか、ちょっと御指示いただくとありがたいです。

じゃあ、考えていただいている間に、他の項目で修正意見がありますか。

(委員) 5ページの(3)の陸域の生態系への影響のところなんですが、ここにさっき坂東委員がおっしゃったように鳥獣保護区であるということを入れていただきたいのと、あとここを植物のことが、砂丘植生には十分な配慮が必要であるとか、あと終わりの方も植物相としてではなく、植生についてのこと、というだけで、動物について書かれていないので、鳥獣保護区であるということも含めて、動物の保護を考えるとということと、あとちょっと重複するかもしれないんですけど、ウミガメ産卵地ということも、ここにも入れてもいいのかなというのを考えました。

(会長) そうすると、貴重な動植物が生息・生育する自然度の高い砂丘植生と、それによって形成されている砂浜生態系とか、こういう表現ですよ。砂浜生態系には十分な配慮が必要である、というような表現でいかがでしょうか。

あと後半の方はまた対象地域側のすべてが鳥獣保護区に指定されており、沿岸域の動物生態系への影響についても、十分な配慮を行うこと。こんなようなベースで、どうですか。

(委員) はい、ありがとうございます。その陸上の計画が、「改変部分が決定した後」というところに、今、書いていただいたのを入れたらいいのかなと。

(会長) ああ、なるほど。「陸域の改変部分が決定した後」。

(委員) 「生態系としての植生について」というのの後でもいいのかなと思います。今、「また対象地域のすべてが鳥獣保護区に指定されており」という文章を、この項目の一番、最後に持っていくと収まるのかなと。

(会長) これでよろしいですか。はい、では、元に戻って先ほどのところ。

(委員) よろしいですか。一つの案ですけども。

(会長) 生態系の「(1)海域の生態系への影響」ですね。

(委員) はい。一番最後の行に「海況の変化について」とあるんですけども、「海況の変化及び底生生物などの生物相の変化について調査、予測及び」というふうに。

(会長) あとは方法書にこの内容がもられているかどうかをチェックしていただければいいのかなと思います。ほかにございますか。

(副会長) 先ほど地形及び地質についてはこのままでいいかなと思ったんですけども、そこじゃなくて、「はじめに」の方の一番下ですね、これも同じことを書いている、むしろこっちの方が詳しいくらいに書いてあるんですけども、こちらの最後の行は変えた方が良く思っているんですね。それで、要するに、こういう南海トラフ地震で、発電設備が倒壊したり、あるいは津波でそれらのものが遡上するということについての懸念を、「懸念する意見も寄せられており」まではいいんですが、「事業者はこうした意見についても、配慮が必要である」というのは、意見に対して、丁寧に説明すればいいみたいな、そういう感じにも受け取れて、非常に軽い表現なんですよ。だからそうじゃなくて、例えば「これら影響の低減を図る必要がある」とか、実際にアクションをとらなければだめですよということがわかるような表現にしなければいけないと思いました。

(会長) すみません、最後、もう一回言ってください。

(副会長) 前の文章を受けて、「これら影響の低減を図る必要がある」。前の方で、回避、低減という言葉も出てくるんだけど、回避することは不可能なので、まあ低減ですよ。「これら影響の低減を図る必要がある」。

(会長) はい、ありがとうございます。ほかにございますか。はい。景観のところでですね。

(委員) 文章を書いていたのですが、どちらかと言うと、組立を変えたかと思っています。というのは、「海域に建設される発電施設の存在」は、私は「長年続いてきた」と書きたいんだけど、ちょっとそれは個人的には重いかもしれません。「遠州灘の景観を著しく改変し、大きな影響が予想される」。で、そこにフォトモンタージュの技法論が入っちゃっているんですけど、それは最後にもっていきたいと思うんですね。2段落目がもう特に、夕日のシュミレーシ

ョンを行ないなさい、予測、評価を行いなさいと言っているのです、それをまとめていただいて、「中田島砂丘は日本三大砂丘の一つでもあり、水平線に沈む風景や風により描かれる風紋が一面に広がる景観であり」、この景観ということだけを書いているんですが、「地域の振興を伴う景観資源となっている」という表現にしていただけたらと思います。そして「季節や時間の経過に伴う景観変化について、調査、予測及び評価を実施すること。なお、主要眺望地点については、配慮書に抽出された30の主要眺望地点に加えて、関係市長の意見を選定する」という内容にしていただければ。そして、最後のところに、手法としては、「主要な眺望時点からの景観に圧迫感を与えるなどのおそれがあることから、フォトモンタージュ等による」と手法論が最後にあってもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

どちらかというと、ここの景観というのは、日本三大砂丘の一つとして選ばれているという価値が、今の文書だと、まあ、全体なんです、最初のところにあってもいいのかもしれないんですが、ここならではの砂浜、砂丘だということが、表現されてないというふうに思っていて、そこを入れていただきたいと思っております。

（会長） 三大砂丘ですか。

（委員） その前に、一番最初に、私は、海域に建設される発電施設の存在はってということで、発電設備って、今、上に書いてあるんだけど、その辺は、みんな発電設備になっていますか。「発電設備の存在が、大きく改変し」と、その文章が必要であるのではないかと思っています。

それと先ほど他の委員がおっしゃられていた生態系への影響というんでしょうか、建設によって、これ、風紋とか、すべて影響してくるのではないのでしょうかと私は思っているんですが、その辺のシミュレーションは本当は行ってほしいというふうに思ったり、海流変化とか、砂浜とか、よく、防潮堤を沖合につくると、砂浜が少なくなってしまうということがあるので、その辺を含めて本当は、そういう物理的なというんでしょうか、工学的なシミュレーションを行ってほしいというようなところを加えていただきたい、景観の方からもお願いしたいと思っております。

（会長） なかなか、今回は難しい状況ですね。防潮堤を作ったので、今までは全然違う風の吹き方になるので。

（委員） もう、防潮堤があること自体ね。

(会長) はい、おおよそ、よろしいですか。どこか修正は。

(委員) 「改変し、景観に大きな与える」ということで。

(会長) 「海域に建設される発電設備の存在が、遠州灘の景観を大きく改変し、景観に大きな影響を及ぼすおそれがある。特に、水平線に夕陽が沈む風景や、中田島砂丘は日本三大砂丘の一つであり、風によって描かれる風紋と、一面に広がる遠州灘の雄大な景色は、地域の振興を伴う景観資源となっていることから、季節や時間の経過に伴う景観の変化について、調査、予測及び評価を実施すること。なお、主要な眺望点については、配慮書に抽出された主要眺望地点に加えて関係市長の意見を踏まえて選定すること。海域に建設される発電設備の存在が」。

(会長) よろしいですか。

(委員) 上手に直してください。趣旨はもう少し、景観の価値というもの、ここならでの景観の価値ということを記述してください。

(会長) 時間がだいぶ過ぎてしまいましたので、答申案についての審議の協議はここまでとさせていただきます、はい。

(委員) 累積的影響は大丈夫ですか。

(会長) ああ、そうでしたね。なにか案を言っていただければ、一番は、累積的影響は何かということを経営者に理解してもらうことが重要だと思うので、鳥類の渡りについて、風力発電設備の長期的な存在による累積的な影響とか、やっぱそういうふうを書けば、はっきりするかなと思いますけど。風力発電設備の長期にわたる存在による累積的影響。もしくは渡りへの累積的影響とか。

(委員) 「鳥類の渡り」を、「累積的影響」の前に。

(会長) 「鳥類の渡りへの累積的影響」。これならはっきりしますね。

(委員) はい。

(会長) それでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。ほかに。

(委員) 「7 人と自然との触れ合い活動の場」というところです。そのところに静岡県が美しく豊かな海保全基金ということで、「美しく豊かな静岡の海を未来につなぐ会」というのを作られているんですね。それで、かなり広域的に、海環境を守っていく、活用していくというような活動が行われているんですけども、そこで、こここのところに、ぜひ、サーフィンとかマリンスポーツだけではなく、凧揚げだけではなく、アカウミガメの保全活動とかビーチクリーン活動なんかが行われているのですが、そういった海浜を保全していく活動が行われていることも記載していただければと思います。以上です。

(会長) はい、これでよろしいですか。はい、ありがとうございます。では、大体、よろしいですね。

協議はここまでにさせていただいて、まだ、てにをはの修正とかはあると思いますので、そのあたりについては、会長である私に一任いただいて、事務局と一緒に修正します。これ、最終案、必ず先生方にも、送りますよね。

(事務局) はい。

(会長) 送りますので、その時点でまた修正が必要であれば、修正の御指示をいただければ、それで修正して、完成させたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

すみません、ちょっとだいぶ過ぎました。今日の審議はこれまでとさせていただきます。じゃあ、事務局の方へお戻しいたします。

(事務局) 御審議ありがとうございました。本日の審議を踏まえまして、答申案を修正しまして、また会長と調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。すみません、時間を超過していますけど、事務局から報告、連絡事項、二点、ございます。

まず一点目ですけども、環境影響評価条例の対象となる風力発電の規模要件についてなんですけど、令和3年度10月31日から、環境影響評価法の施行令が改正されまして、法の風力発電所にかかる規模要件が改正されております。そのことを受けまして、県条例をどうするか方針の検討をしてみましたけれども、その方針につきまして、委員の皆様の御意見を伺いたいと思っております。改めて意見の照会のお願いをさせていただきますのでまたよろしくお願いいたします。

それともう一点、次回の審査会でございますけども、次回はウインドパーク遠州東部風力発電事業の準備書にかかる審議をですね、来年1月19日に予定しております。またこちらにも改めて御連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。連絡は以上となります。

それでは以上をもちまして、令和4年度第5回静岡県環境影響評価審査会を閉会したいと思います。長い時間にわたりありがとうございました。